

報道機関 各位

帯広市における受動喫煙対策の取組について

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律(改正法)が成立し、令和2年4月までに段階的に施行されます。今回法律の改正では、望まない受動喫煙の防止を図ることが示されています。

帯広市では法律の改正を受け、市が所管する施設について新たな対策を実施することとしました。

1 改正法の基本的な考え方

- (1) 望まない受動喫煙をなくす
- (2) 20歳未満の子どもや病気の方には特に配慮する
- (3) 施設の利用者や利用実態に応じて対策を実施する

2 対策の主な内容

多数の方が利用する施設を区分し、その利用者に対して喫煙できる場所が制限されます。施設は、「第一種施設」と「第二種施設」の大きく2つに区分されています。

(1) 第一種施設

学校(小・中・高)、各種専門学校、大学、幼稚園、保育所、医療機関、行政の施設等。
これらの施設は、建物内及び敷地内が原則禁煙です。

(2) 第二種施設

第一種施設以外の事務所、工場、運動施設、商業施設、ホテル、旅館、飲食店等。
これらの施設は、建物内が原則禁煙です。

3 改正法の施行期日

第一種施設に関する内容は、令和元年7月1日。

第二種施設に関する内容は、令和2年4月1日。

4 帯広市での取組

帯広市では7月1日より、次の施設では敷地内全面禁煙となります。

・本庁舎、各種庁外施設、コミュニティセンター、児童保育センター併設の福祉センター、図書館、百年記念館、動物園、児童会館

なお、小・中学校、南商業高等学校、公立保育所と児童保育センターは既に敷地内全面禁煙を実施しています。

問い合わせ先

保健福祉部健康推進課 健康推進係

担当：佐伯 (電話 25-9721)